

介護老人福祉施設の「入所コーディネートマニュアル」について

1 目的

特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）への入所を真に必要とする人が、速やかに入所（優先入所）できるよう、「入所コーディネートマニュアル」（以下「マニュアル」という。）を定め、介護の必要の程度や家族等の状況など、入所の必要性や緊急性を評価し、適正に入所調整を行うための指針とする。

2 優先入所の対象となる高齢者等

優先入所の対象となる高齢者等は、入所申込者のうち、要介護3から5までの要介護者及び、要介護1又は2であって特列入所の要件に該当する者*のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者等とする。

※特列入所の要件に該当する者

要介護1又は2であって、次の（1）から（3）のいずれかに該当することにより、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる高齢者等とする。

- （1）認知症がある者であって、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb以上であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- （2）知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- （3）単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3 入所決定までの手続き等

（1）入所申込み

ア 特養に入所を希望する場合には、原則として本人が入所申込みを行う。

本人以外の者が申込みを行う場合には、入所希望者本人の意思（確認できない場合は、介護支援専門員等の意見）を確認する。

イ 入所申込みは、様式1（特別養護老人ホーム入所申込書）及び様式2（介護支援専門員等意見書）並びに認定調査票（基本調査）の写し、直近3カ月分のサービス利用票の写し及び同票別表の写しを添付した書類（以下「申込書」という。）により行う（サービス利用票の写し及び同票別表の写しの添付を要するのは、在宅サービス利用者に限る。）。

（2）変更の届出

入所申込みを行う者（以下「入所申込者」という。）は、入所申込後、要介護度や介護者の状況など申込書の内容に変更が生じた場合には、申込書に基づき、変更届を提出する。

（3）要介護1又は2の入所申込者が特列入所の要件に該当するか否かの判断

要介護1又は2である者の入所申込みがあった場合、施設は当該入所申込者について（別紙）評価基準に基づき評価を行い、（別紙）評価基準による評価点数が65点以上の場合、下記（4）にある市町への意見照会を経ずに、施設が当該入所申込者について特列入所の要件に該当すると判断することができる。

- (4) 特例入所の要件に該当するか否かに係る介護保険の保険者である市町(以下、「市町」という。)への意見照会
- 上記(3)の判定で、点数が65点未満となったが、当該入所申込者について施設が特例入所の要件に該当するか否かを評価できないと判断した場合には、施設は市町に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって、様式1(特別養護老人ホーム入所申込書)及び様式2(介護支援専門員等意見書)の写しを添えて市町に文書で意見を求める。

4 入所を決定する際の手続き

(1) 評価基準

施設において、入所の必要性や緊急性を判断する評価基準は、(別紙)評価基準のとおりとし、施設は、その評価基準に基づき、評価点数の高い順、点数が同じ場合は申込み順で、順位を決定するものとする。

(2) 入所検討委員会による優先順位の決定

施設は、入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置し、合議制により介護の必要の程度や家族等の状況などを総合的に評価し、入所申込者の優先順位の決定を行う。

ア 委員会は、施設長、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、介護支援専門員、第三者委員等で構成する。

イ 委員会は、原則として、月1回程度開催する。

ウ 委員会は、評価基準及び次の(ア)から(オ)に掲げる入所決定に係る個別事情、特例入所に係る市町への意見照会を行なった入所申込者については市町からの意見等を勘案して、入所申込者の優先順位を決定する。

(ア) 性別(部屋単位の男女別構成)

(イ) ベッドの特性(認知症専門床等)

(ウ) 地域性(入所後の家族関係の維持等)

(エ) 施設の専門性(認知症対応や医療的ケア体制等の充実を図っているなど)

(オ) その他特別に配慮しなければならない個別の事情(日常生活で常時の見守りが必要である、又は、認知症を原因とする問題行動があるために、介護者の日常生活に支障があり入所の緊急性が認められる場合等)

(3) 入所の決定

施設は、空床が生じた場合、名簿及び当該者の心身の状況、生活歴、病歴、指定宅サービス等の利用状況等の確認に基づいて受入条件(認知症の程度、男女の別、その他施設の処遇方針など)を判断した上で、入所申込者の意思確認を行い、入所者の決定を行う。

※この文書は、兵庫県健康福祉部高齢社会局介護保険課の「介護老人福祉施設・入所コーディネートマニュアル(平成27年4月1日改正)」をこうのとり荘で編集したものです。

(別紙)

評 価 基 準

項 目	評 価 基 準		
①本人の状況 (50点)	要介護度及び認知症の状態に応じた評価		
	要介護度	点数評価	
	5	50	
	4	45	
	3	40	
	2 (認知症等あり)	30	
	2 (認知症等なし)	25	
	1 (認知症等あり) 1 (認知症等なし)	20 15	
②介護の必要性 (30点)	在宅サービス又は施設サービスの利用状況による評価		
	在宅サービス利用	8割以上	30
		6割以上8割未満	25
		4割以上6割未満	20
		2割以上4割未満	15
		2割未満	10
	施設利用	2年以上	15
		1年以上2年未満	10
6月以上1年未満		5	
③在宅介護の困難性 (20点)	在宅での介護の状況による評価		
	身寄りや介護者が誰もいない	20	
	主たる介護者が病気等で長期入院	20	
	主たる介護者が高齢又は障害者等で介護困難※	15	
	複数の要介護者がいるため介護負担が大きい※	15	
	主たる介護者が就業・育児により介護困難※	10	
	その他の理由により介護困難な場合(住環境の問題等)	5	
	(※の項目が2以上該当するときの合計配点)	20	

注1 認知症等あり：認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準におけるⅡb ランク以上の者
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者

注2 在宅サービス利用：サービス利用票別表に基づく算定

(1) 利用割合の算定式：サービス利用(単位合計)÷区分支給限度基準額(単位)

(2) 対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

注3 施設利用：特養(地域密着型特養を含む。)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、病院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護(地域密着型特定施設を含む。)